

## 大田市お買い物サポート事業補助金交付要綱

平成 25 年 5 月 21 日

告示第 79 号

(趣旨)

第 1 条 中山間地域や既存店舗廃業などによる商業機能低下地域（以下「中山間地域等」という。）において、商業機能を維持・整備し買い物環境の改善と向上を図ることを目的として、大田市お買い物サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大田市補助金等交付規則（平成 17 年大田市規則第 45 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第 2 条 補助の対象等は次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
① 買い物不便対策事業	大田市に事業所を有する、島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱第 5 条に定める者。ただし、市税等を滞納していない者に限る。	<p>一般食料品及び日用雑貨を取り扱い、周辺の消費者の利便に欠かせないと認められる店舗に係る下記経費</p> <p>改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p> <p>※1 中小企業者以外の会社が開店計画を有する場合は、改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料のみを対象経費とする。</p> <p>※2 改修・備品購入の計画を有する場合は、改修費、備品購入費、備品リース料のみを対象経費とする。</p>	2/3 以内	1,000 万円 (ただし、家賃は月額 83,000 円を上限とする)

②	移動販売・宅配支援事業		<p>一般食料品及び日用雑貨を取り扱い、中山間地域等の消費環境の維持・向上に欠かせない移動販売又は宅配に係る下記経費</p> <p>(1) 車両及び備品購入費(20万円以上のものに限る)、備品リース料(20万円以上のものに限る)、広告宣伝費(車両、備品購入費、備品リース料を申請する場合に限る)</p> <p>(2) 燃料費、車検費用、修理費、備品購入費(20万円未満)及び備品リース料(20万円未満)</p> <p>※ ただし、上記の年間経費の合計額が20万円を超えていることを要件とする。</p> <p>(3) 軽減税率及び在庫管理、売り上げ分析に対応が可能なPOSレジ関連機器の購入又はリースに係る経費</p>	<p>(1) 2/3以内</p> <p>(2) 定額</p> <p>(3) 2/3以内</p>	<p>(1) 150万円</p> <p>(2) 次の金額以内</p> <p>1年目 10万円/1台</p> <p>2年目 8万円/1台</p> <p>3年目 6万円/1台</p> <p>(3) 1台あたり20万円</p>
③	商業環境整備事業		中山間地域等の消費環境を向上させるため有効と認められる①②以外の商業機能整備に係る経費	1/2以内	1年度50万円 最大3年度まで

2 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業着手前に大

田市お買い物サポート事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業の実施を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請において、事業内容が第2条表中の①②に該当する場合は、あらかじめ大田商工会議所又は銀の道商工会の指導を受け、事業計画が適当であることの意見書を併せて提出しなければならない。

（審査・協議）

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請者及び指導した大田商工会議所又は銀の道商工会からヒアリングをするなどその内容を審査し、必要に応じ島根県知事に協議するものとする。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による審査及び協議の結果、申請内容を適当と認めるときは、大田市お買い物サポート事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更等の承認）

第6条 前条の規定により決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る計画を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、大田市お買い物サポート事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、大田市お買い物サポート事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、大田市お買い物サポート事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 補助事業等の成果を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、また必要に応じて島根県知事と協議し、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田市お買い物サポート事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定し補助金の交付を受けようとするときは、大田市お買い物サポート事業補助金交付請求書（様式第7号。以下「請求書」

という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 商業機能環境整備に係る補助金に限り、事業実施上必要と認められる場合、補助金交付決定額の8割を限度として、概算払い金を請求することが出来る。この場合、補助金確定後に残額を精算払いで交付するものとし、いずれも請求書に「概算払い」又は「精算払い」と明記し提出するものとする。
- 3 市長は、第1項又は前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者がこの要綱の規定又は交付条件に違反したときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(現地調査)

第11条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。

(委任)

第12条 島根県地域商業等支援事業に該当する場合は、島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱及び島根県地域商業等支援事業実施要領の定めによる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成25年5月21日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成27年告示第72号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第56号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成28年3月31日から施行する。

附 則(平成29年告示第54号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第75号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第65号)

この告示は、平成31年3月29日から施行する。

附 則(令和2年告示第68号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和2年3月31日から施行する。

附 則(令和 3 年告示第 101 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年告示第 172 号)

この告示は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年告示第 59 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (令和 8 年告示第 98 号)

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(略)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(略)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

(略)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

(略)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

(略)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

(略)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

(略)

様式第1号(第3条関係)

大田市お買い物サポート事業補助金交付申請書

年 月 日

大田市長

様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

大田市お買い物サポート事業補助金の交付を受けたいので、大田市お買い物サポート事業補助金交付要綱第3条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業実施予定期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 事業の概要（※査定額は記入不要）

(1) 事業費及び負担区分 (単位：円)

総事業費	補助対象経費	負担区分	
		市補助金	補助事業者
※査定額			

(2) 経費の内訳 (単位：円)

経費区分	金額	補助対象額	説明	※査定額

4 添付書類

- (1) 事業計画書（県補助金対象分は県補助金様式に準ずる）
- (2) 事業の実施を証する書類（着工前写真、設計図面、見積書の写し等）

(3) その他市長が必要と認める書類

5. 同意事項

- 市が市税等の納付状況について確認を行うことについて同意します。

様式第2号(第5条関係)

大田市お買い物サポート事業補助金交付決定通知書

指令 第 号  
年 月 日

様

大田市長 ⑩

年 月 日付けで申請のありました大田市お買い物サポート事業補助金交付申請について、大田市お買い物サポート事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり決定します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

様式第3号(第6条関係)

大田市お買い物サポート事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

大田市長 様

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定のあり  
ました大田市お買い物サポート事業補助金に関する計画を下記のとおり変更  
(中止)したいので、大田市お買い物サポート事業補助金交付要綱第6条第1項  
の規定により申請します。

記

- 1 変更(中止)の内容
- 2 変更(中止)の理由
- 3 変更後の補助金額 金 円
- 4 添付書類
  - (1) 変更事業計画書
  - (2) 変更内容が確認できる書類

様式第 4 号(第 6 条関係)

大田市お買い物サポート事業補助金変更等承認通知書

指令 第 号  
年 月 日

様

大田市長 ⑩

年 月 日付けで申請のありました大田市お買い物サポート事業補助金変更等承認申請について、大田市お買い物サポート事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円

様式第5号(第7条関係)

大田市お買い物サポート事業補助金実績報告書

年 月 日

大田市長 様

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定(変更承認)のありました大田市お買い物サポート事業の実績について、大田市お買い物サポート事業補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

1 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

2 事業の実績(※査定額は記入不要)

(1) 事業費及び負担区分 (単位:円)

総事業費	補助対象経費	負担区分	
		市補助金	補助事業者
※査定額			

(2) 経費の内訳 (単位:円)

経費区分	金額	補助対象額	説明	※査定額

3 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 補助事業等の成果を証する書類(施工・完了写真、領収書の写し等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第8条関係)

大田市お買い物サポート事業補助金確定通知書

指令 第 号  
年 月 日

様

大田市長 ⑩

年 月 日付けで実績報告のありました大田市お買い物サポート事業補助金について、大田市お買い物サポート事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり確定します。

記

- |   |               |    |   |   |
|---|---------------|----|---|---|
| 1 | 交付決定(変更承認)年月日 | 年  | 月 | 日 |
| 2 | 交付決定指令番号      | 指令 | 第 | 号 |
| 3 | 補助金交付決定額      | 金  |   | 円 |
| 4 | 補助金確定額        | 金  |   | 円 |

様式第7号(第9条関係)

大田市お買い物サポート事業補助金交付請求書

年 月 日

大田市長

様

補助事業者 住所  
氏名

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定(変更承認)のありました大田市お買い物サポート事業補助金について、大田市お買い物サポート事業補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込依頼口座

金融機関名	
支店名	
口座の種類	普通 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	